



身に覚えのない請求ハガキにご注意!

「有料サイト未納料金」「金融機関からの債権譲渡」などの名目で債権回収業者から代金を請求するハガキが届いたという相談が続いています。これは、個人情報情報の載った名簿を手に入れた業者が債権回収業者を装い不特定多数の人に、全く根拠のない請求ハガキを出し、電話をかけてきた人に脅迫するなど恐怖心を与え、お金の支払いを強要する悪質な架空請求です。



こんな内容のハガキは無視しましょう。

最終通告書などの場合もある

法務大臣が許可した債権回収会社でなければ債権管理回収業はできない(有料サイト料金は回収対象外)

裁判所は法律根拠のない差押えを行わない

期限を決め、あわてさせ、電話をかけさせるのが狙い

住所、会社名を記載し会社が実在すると思わせる

不良債権請求督促通達書

この度、貴方様のご利用なされた「有料通信未納金」について運営業者から債権譲渡を承りました。期日までに回答がない方につきましては、お支払いの意思がないものとみなし裁判所の法的手続きにより、指定の裁判所への出頭が求められます。裁判後は、裁判所の許可の下に担当回収員がご自宅に直接伺います。また、ご自宅不在の際はお客様の近隣調査を行い、会社等への給料や財産等の差押えを行わせて頂きます。なお、お支払いのご説明もご致しますので大至急当社までご連絡をお願い致します。当社のこの通知を持ちまして最終通告とさせていただきます。

請求額や利用明細の明記がない

裁判所から出頭命令がくると誤解させ、不安をおおる

詐欺なので自宅、勤務先に取り立てに来ることはない

初めての請求であるが最終通告

担当者直通電話が携帯電話番号

最終受付期限 平成16年 7月 ○○日
担当者直通 090-○○○○-XXXX
090-○○○○-XXXX
080-○○○○-XXXX

営業時間 平日9:00~20:00

休日 土・日曜日

法務省認定債権回収業者加盟店 (2) 15△7×1

株式会社 ○○債権管理事務所
東京都○○区XXXXXXXXXX
TEL03-○○○○-XXXX



★ハガキが届いたら

- ・こちらから相手に電話をかけない。
- ・無視して取り合わない。
- ★もしも相手に電話をかけてしまったら
- ・代金を請求されても支払わない。
- ・名前、住所、電話番号、勤務先などの個人情報を伝えない。
- ・すぐに消費生活センターに相談する。
- ★参考ホームページ
- ・法務省
- <http://www.moj.go.jp/>

※請求方法はハガキ、封書、メールなどがありそれぞれ内容は異なります。

トピックス

●消費者基本法

6月2日 公布・施行

- ①消費者保護基本法が「消費者基本法」に名称変更。
- ②消費者の8つの権利が明記され「保護」から「自立」へ。

●特定商取引法改正

5月12日 公布 11月施行予定

- ①勧誘の目的を消費者に明示することの義務化。
- ②商品の価格、性能などの重要事項を故意に告げない行為の禁止と罰則化。
- ③マルチ商法に返品ルールの導入など。

目次

- 身に覚えのない請求ハガキにご注意・・・1
- 平成15年度 相談実績から・・・2
- 商品テスト 衣料用洗剤・・・3
- 情報掲示板・・・4

相談件数、過去最高の 16,293件

～平成15年度 名古屋市消費生活センター相談実績から～

前年比
34.6%
増

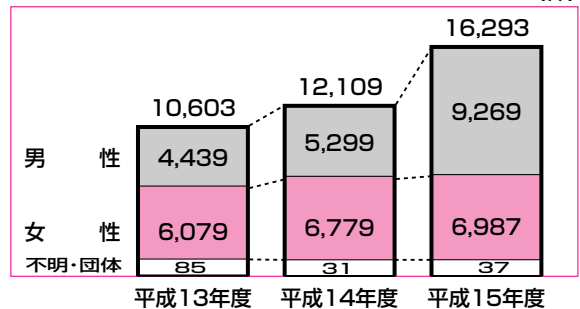
1. 相談全体の特徴

平成15年度の名古屋市消費生活センターの相談件数は16,293件（対前年比34.6%増）となり、平成13年度（10,603件、対前年比39.8%増）以来、急激な増加に歯止めがかからない状況です。

また、男性を当事者とする相談が9,269件と初めて過半数を超えました。

年度別相談件数の推移

(件)



2. 商品・サービス別の特徴

携帯電話の有料サイト利用料の請求に関する相談が急増し、5,756件と相談全体の35.3%を占めています。

「利用していない有料サイトの請求」がハガキや手紙で届いたという詐欺請求の相談、「送られてきたメールに興味本位でアクセスしたら高額な料金を請求された」といった相談が増加しています。中学生や高校生といった未成年者が、携帯電話でアダルトサイトや出会い系サイトを使ってしまい、高額な請求を受けたり、脅されたりしているという相談も多くなっています。

また、多重債務など「ローン・サラ金」に関する相談、以前契約した会員権などの解約や在宅ワークの業者が倒産したなど「資格取得用教材」をめぐる相談も増加しています。

相談件数の多い商品・サービス一覧

順位	商品・サービス名	相談件数
1	電話情報提供サービス	5,756
2	ローン・サラ金	2,056
3	資格取得用教材	623
4	商品一般（詐欺請求等）	588
5	賃貸アパート	556
6	家屋の修繕工事	444
7	浄水器・整水器	299
8	エステサービス	283
9	アクセサリ	245
10	自動車・二輪車	207

3. 特に注目すべき相談内容

①販売目的を隠して近づく販売業者についての相談

「水質検査」や「アンケート」等を口実に消費者に近づき、浄水器やエステ等の契約を勧誘する事例が増加しています。

②次々に同じような契約をさせられ、被害額が大きくなったという相談

住宅リフォームやふとんの訪問販売、電話などで呼び出している絵画の販売など、同じ業者に次々と契約をさせられたという事例も引き続き多くなっています。

③以前契約した会員権や在宅ワークの解約などをめぐる相談

レジャー会員権業者や倒産した在宅ワーク業者の契約者リストを使い、「解約してあげる」などと言って新たな商品購入契約を結ばせる事例が急増しています。

④クーリング・オフに関する相談

「工事に着手しているから」「材料を買ってしまったから」などと言って、クーリング・オフを妨害する事例が目立っています。





商品テスト



衣料用洗剤



最近では、防臭や漂白など様々な効果を併せ持った衣料用洗剤が目立つようになりました。消費者の生活様式の多様化に対応して品揃えが豊かになり、どれを選んでいいのか迷う程ですが、洗濯は毎日かせないものだけにその洗浄力が気になるところです。そこで、市販されている様々な洗剤の洗浄力についてテストしました。

テスト品

●合成洗剤 20銘柄
《粉末（漂白剤無）5、粉末（漂白剤入）4、
百円ショップ粉末6、液体3、中性2》

●粉石けん 5銘柄

●洗濯ボール（※） 2銘柄



洗濯ボール

（※）洗濯ボールに含まれるトルマリンやセラミックスなどが水の性質を変化させ、一緒に入れて洗うだけで汚れを落とすといわれているもの。

テスト方法

洗剤の銘柄ごとに人工汚れ（油分やたんぱく質など）や食品汚れの落ち具合を全自動洗濯機（標準コース）で測定しました。

人工汚れ：人工汚染布（汚れを人工的につけた市販の布）を衣類に縫い付けて洗濯。

食品汚れ：布にしょうゆやケチャップなど付け、衣類にその布を縫い付けて洗濯。

人工汚れの落ちやすさ

粉末合成洗剤は、漂白剤や酵素の効果を強調したものや百円ショップで販売されている洗剤など、種類も豊富です。水温が低くても汚れ落ちのよい銘柄がある一方、一部の百円洗剤の中には洗浄度が低い、または、水に溶

けにくい銘柄がありました。また、ほとんどのものは水温を上げると汚れ落ちがよくなりました。

食品汚れの落ちやすさ

しょうゆやケチャップなどの食品汚れは、洗剤によって落ち方が大きく違うということはありませんでした。

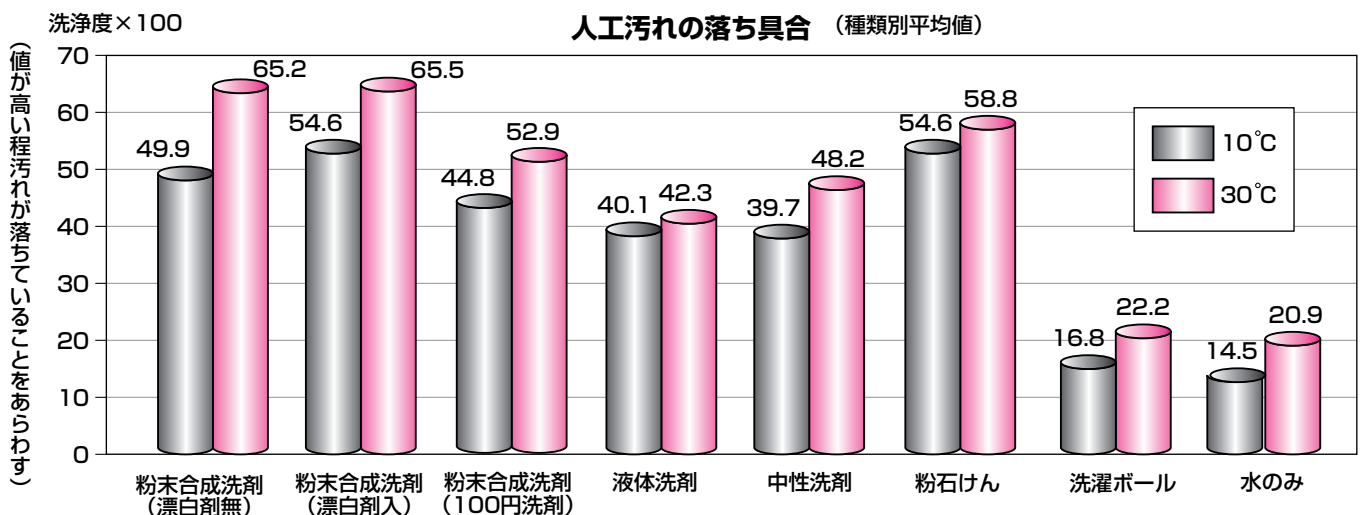
食品汚れは付着してすぐならば落とすのは割合簡単な汚れといえます。しかし、カレーのシミ汚れのような食品汚れは通常の洗濯だけでは完全に落ちないものも多く、部分的な漂白や洗剤の塗布などが必要と思われるます。



まとめ

洗剤を選ぶ際、それがどれ程の洗浄力を持っているのか気になるところです。衣料用洗剤は種類も多く、洗浄力に差のあるものもありますが、水温を上げたり、洗濯前に前処理をしたりするとかなり洗浄力も上がります。

洗剤は洗浄力の他に使いやすさや値段、特長などを考慮して選び、汚れや衣類の性質にあった洗い方をすることが大切です。



図書、ビデオをご利用ください！

くらしの情報プラザでは、悪質商法や衣・食・住など消費生活に関する図書、ビデオを揃えています。閲覧はもちろん、貸出しもしておりますのでご利用ください。



- 利用時間 午前9時から午後5時まで
(日曜・祝日・年末年始は休み)
- 貸出し / 身分証明書等の提示により図書カードを発行します。
貸出期間 / 2週間 貸出数 / 図書3冊以内・ビデオ3本以内
貸出料金 / 無料
- 問合せ先 / ☎(052) 222-9677

新着図書の紹介



「悪質商法に負けないためのうたのほん」

作詞 小島和子
発行 (財) 消費者教育支援センター

悪質商法に負けないための高齢者向け替え歌集です。うさぎとかめ(もしもしカメよ)、鉄道唱歌などのメロディーにあわせて歌ってみてはいかがでしょうか？いつでも、どこでも楽しみながら口ずさめる歌詞になっています。悪質商法を撃退するための対策や心構えに役立ちます。

「安心 安全 契約のうた」
「クーリング・オフのうた」など
全10曲

クーリング・オフのうた

- 「悪質商法に負けないためのうたのほん」より
- 一、ある日 とつぜん さそわれて話のせられ ついついとたのむと 約束したけれど本当に これで いいのかな
 - 二、私は 契約 解除するはがきに書いて 配達記録 八日以内に 出しましょう コピーの保存も 忘れずに



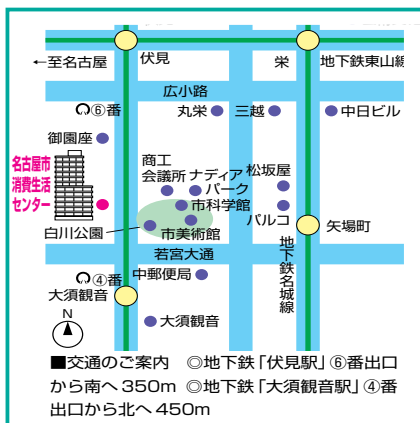
公正取引委員会からの講演会開催のお知らせ

公正取引委員会では、次のような消費者向けの講演会を開催します。



「公正取引委員会ってどんな役所なの？」「景品表示法って何？」「不当表示ってどんなこと？」など、消費者の方々の公正取引委員会や不当表示に関する疑問にお答えしますので、ふるってご参加ください。 ● 受講料は無料です。

テーマ	「私たちの暮らしと景品表示法」
日時	平成16年9月9日(木) 午後1時～午後3時
場所	名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 (地下鉄「市役所」) 名古屋合同庁舎 第2号館3階 共用大会議室 5番出口から徒歩3分
定員	150名(申し込み先着順)
内容	公正取引委員会の役割、最近の違反事例の紹介、何が不当表示にあたるのか……などなど、皆さんの疑問にお答えします。
申込方法	電話またはFAXで、下記あて直接お申し込みください。 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 公正取引委員会中部事務所 取引課 あて TEL (052) 961-9423 FAX (052) 971-5003



利用のご案内

- 相談電話 ☎ 222-9671
相談時間 月～金(祝日除) 午前9時～12時 午後1時～5時
受付時間 午後4時15分まで
- 土曜日テレフォン相談 ☎ 222-9690
相談時間 土曜日(祝日除) 午前9時～11時 午後1時～4時
- くらしの情報プラザ ☎ 222-9677
月～土 午前9時～午後5時

名古屋消費生活センター <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階 TEL (052) 222-9679 FAX (052) 222-9678

